二　総務大臣が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産

［1～4　略］

5　次に掲げる者が所有する電気通信事業の用に供する償却資産

所有者
［（　1）～（　7）　略］
（　8）　株式会社QTnet
［（　9）～（　17）　略］
［6～8　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

二　総務大臣が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産

［1～4　同左］

5　次に掲げる者が所有する電気通信事業の用に供する償却資産

所有者
［（　1）～（　7）　同左］
（　8）　九州通信ネットワーク株式会社
［（　9）～（　17）　同左］
［6～8　同左］

○法務省告示第二十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄の規定に基づき、平成二年法務省告示第百四十五号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年一月十八日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

別表第一

一

改正後		改正前	
名称	所在地	名称	所在地
［略］	［略］	［同上］	［同上］
インターナショナルアカデミー	北海道	インターナショナルアカデミー	北海道
札幌国際日本語学院	北海道	［項を加える。］	
東川町立東川日本語学校	北海道	［項を加える。］	
北海道ＨＳＬ日本語学校	北海道	［項を加える。］	
［略］	［略］	［同上］	［同上］
環球日本語学習院・日本語課程	宮城県	環球日本語学習院・日本語課程	宮城県
国際アカデミーランゲージスクール	宮城県	［項を加える。］	
［略］	［略］	［同上］	［同上］
ＪＯＡ日本語学院	茨城県	ＪＯＡ日本語学院	茨城県
日本語学校つくばスマイル	茨城県	［項を加える。］	
セントメリー日本語学院・進学Ａコース、同・進学Ｂコース、同・進学Ｃコース、同・進学Ｄコース	栃木県	［項を加える。］	
栃木国際教育学院	栃木県	栃木国際教育学院	栃木県
マロニエ日本語学院	栃木県	［項を加える。］	
［略］	［略］	［同上］	［同上］